

# これさぼ訪問看護ステーション南運営規定

## (事業の目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人高齢者地域福祉サポートセンターが設置する、これさぼ訪問看護ステーション南（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「訪問看護」という。）の適正な運営及び要介護状態若しくは要支援状態又は事業対象者にある高齢者に対し適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

## (運営方針)

第2条 1 ステーションは、訪問看護の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。  
2 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。  
3 ステーションは訪問看護の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。  
4 ステーションは訪問看護の運営にあたって、関係市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。  
5 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの看護師、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。  
6 ステーションは、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、訪問看護結果を各関係機関へ報告することとする。

## (事業所の名称等)

第3条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

主たる事業所

名称：これさぼ訪問看護ステーション南

所在地：岩手県一関市宮前1 4番7号 レクシア宮前1階107号

サテライト事業所

名称：これさぼ訪問看護ステーション南奥州サテライト事業所

所在地：岩手県奥州市水沢太日通り二丁目1番20号これさぼビル2階

## (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者：看護師 1名

管理者は、ステーションの職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上（内、常勤1名以上）  
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：適当数 ※必要に応じて雇用する。  
訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

## (営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

(1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。但し、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間：午前9時00分から午後18時00分

※営業日及び営業時間外のサービス提供については、ステーションとの相談を要する。

(3) 利用者やその家族からの電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、医師会、関係市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話  
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- (2) 診療の補助  
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- (3) リハビリテーションに関すること。
- (4) 家族の支援に関すること。  
家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(訪問看護利用時間及び利用回数)

第8条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。ただし、医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の利用料等)

- 第9条
- 1 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割又は2割又は3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
  - 2 第11条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、~~ステーション~~の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
    - (1) ~~ステーション~~の実施地域を越える地点から、片道20キロメートル未満 250円
    - (2) ~~ステーション~~の実施地域を越える地点から、片道20キロメートル以上1キロメートルを超え5キロメートルごとに500円
  - 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。  
前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、一関市、平泉町、奥州市、宮城県栗原市の区域とする。

(相談・苦情対応)

- 第12条
- 1 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
  - 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

第13条 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行うものとする。
- 4 ステーションは、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(虐待防止のための措置)

第14条 ステーションは、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めるものとする。

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営についての留意事項)

- 第15条
- 1 ステーションは、すべての訪問看護師等に対し、個別の訪問看護等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
    - ① 採用時研修 採用後1カ月以内
    - ② 継続研修 年3回以上
  - 2 ステーションは、週の労働時間が20時間以上の訪問看護師等に対し、健康診断等を定期的実施する。
  - 3 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。なお、退職後においても同様とし、従業者でなくなった後もこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
  - 4 利用者や家族からの相談、要望、苦情に対しては苦情等に対応する窓口を設置し対応を図るものとする。
  - 5 ステーションは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
  - 6 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
    - (1) 業務継続に向けた計画の策定
    - (2) 業務継続に向けた研修の実施
    - (3) 業務継続に向けた訓練(シュミレーション)の実施
  - 7 ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
    - (1) 感染発生及びまん延等に関する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
    - (2) 感染症対策の指針の整備
    - (3) 感染発生及びまん延等に関する研修の実施
    - (4) 感染発生及びまん延等に関する訓練(シュミレーション)の実施
  - 8 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

- 9 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人高齢者地域福祉サポートセンターとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。